

## 国立大学法人滋賀大学GPA制度に関する要項

### (目的)

第1 この要項は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）の学部におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度に関し必要な事項を定め、教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、きめ細やかな履修指導、学習支援等に資することを目的とする。

### (評価等)

第2 学生が履修した授業科目の成績の評語及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

区分	成績の評語	GP	評価基準	対応する得点
合格	秀	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている。	90点以上
	優	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。	80点以上 90点未満
	良	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。	70点以上 80点未満
	可	1	到達目標を達成している。	60点以上 70点未満
不合格	不可	0	到達目標を達成していない。	60点未満

### (GPAの算定)

第3 各学期のGPA（以下「学期GPA」という。）及び通算のGPA（以下「通算GPA」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第二位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{学期 GPA} = \frac{\text{(当該学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{当該学期の履修科目の総単位数}}$$

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(全学期の履修科目の GP} \times \text{当該科目の単位数) の総和}}{\text{全学期の履修科目の総単位数}}$$

### (対象授業科目等)

第4 各学部で開講する授業科目のうち、卒業要件に算入できるすべての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

(1) 合否等により判定する授業科目

- (2) 入学及び編入学前、又は転学部前に修得し、各学部で単位認定された授業科目
- (3) 他大学等で履修し、各学部で単位認定された授業科目（単位互換協定に基づく授業科目を含む。）
- (4) 大学以外の教育施設等において学修し、各学部で単位認定された授業科目
- (5) 履修登録取消の手続きを行った授業科目
- (6) その他学部ごとに別に定める授業科目

#### （履修登録取消制度）

第5 GPAの対象授業科目について、履修登録をした授業科目であっても受講目的が達成されないなどの理由から、別に定める履修取消期間内に限り、履修登録を取り消すことができるものとする。

- 2 履修取消期間内に取消手続きを行わない場合は、履修登録科目のすべてが成績評価及びGPAの算定の対象となり、履修を放棄した授業科目は不合格となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、履修登録を取り消すことができない授業科目については、必要に応じて学部ごとに別に定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、休学、病気欠席等のやむを得ない事由で学生から履修取消申請のあった授業科目については、履修取消期間以降においても履修を取り消すことができるものとする。

#### （再履修）

第6 不合格と評価されたのちに再履修によって合格となり単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価及び単位数をGPAの算定に算入するものとし、当該科目について過去に得た不合格の評価及び単位数をGPAの算定から除外するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に得た不合格の評価及び単位数がGPAの算定から除外されない授業科目については、必要に応じて学部ごとに別に定めることができる。

#### （成績証明書への記載）

第7 毎学期の成績発表日に学期GPA及び通算GPAを通知する。

- 2 学期GPA及び通算GPAは、成績証明書に記載する。
- 3 本学卒業時の通算GPAは、成績原簿に記録する。

#### （GPAの活用）

第8 各学部においては、GPAを教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。

#### （その他）

第9 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、全学教育部会が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度に本学学部の第1年次に入学する者から適用する。
- 2 この要項施行の際、前日から引き続き学部在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。